

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、母、子、子の妻、及び孫4名（原発事故後に出生））の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、1. 世帯代表者である申立人子に対し、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）が、2. 申立人子の妻に対し、避難先において妊婦であったこと及び乳幼児である申立人孫らの世話をしたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、3. 申立人祖母に対し、身体障害等級3級及び要支援2であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金127万5000円を除く。）が、4. 申立人母に対し、避難先において申立人祖母を介護したことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5、同X6、同X7及び同X8（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 【損害項目及び期間】

##### （1）精神的損害

（家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X1）

自 平成23年3月11日 至 平成29年3月31日

##### （2）精神的損害

（妊婦及び乳幼児の世話による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X2）

自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

##### （3）精神的損害

（要介護及び身体の障害による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X7）

自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

##### （4）精神的損害

（介護による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X8）

自 平成23年3月11日 至 平成30年3月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金として、金8,577,000円の支払義務があることを認める。

(内訳)

(1) 精神的損害

(家族別離による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X1)

2,202,000円

(2) 精神的損害

(妊婦及び乳幼児の世話による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X2)

2,550,000円

(3) 精神的損害

(要介護及び身体の障害による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X7)

1,275,000円

(4) 精神的損害

(介護による日常生活阻害慰謝料増額分、申立人X8)

2,550,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年8月18日

(仲介委員 永山 在浩)